今村 俊介 89

吉備国際大学 社会福祉学部研究紀要 第19号, 89-99, 2009

コミュニケーション支援に基づいた講義保障体制について

今村 俊介

About the lecture support system based on Communication Support

Shunsuke IMAMURA

Abstract

In this article, I confirm a concrete instance of the lecture support. There are three ideas of the lecture support. Lecture support is a work of the interpreters. Lecture support is a work of the welfare. Lecture support is the work that came from human rights. I consider what kind of lecture should support these as a background.

Key words: Hearing impaired, Lecture support, Abstract note-taking, Understanding handicaps, Communication Support

キーワード: 聴覚障碍者、講義保障、要約筆記、障碍理解、コミュニケーション支援

はじめに

聴覚障碍学生に対する情報保障は、大きく分けて 二つの側面から捉えられている。一つは、学業を修 めるために講義の内容を理解し、その確認である試 験等に対して十分な対応が可能とするための保障で ある。二つ目は、学生生活全般において、コミュニ ケーションを円滑に行いうる環境を造っていくため の保障である。前者においては、大学側の対応が主 となり、後者においては個人の対応が主となると考 えられている。

ただし、今後の傾向としては、アメリカの成績評価基準にかんがみて、学生個々人に対するきめ細かい評価および対応を行うことにより、客観的かつ厳密な成績評価を行うことが求められてこよう。その

場合、上記二点を区別して扱うよりも、一つの全人格的な情報保障として、統合することが望ましいと考える。その場合、障碍特性に基づいた障碍理解と当人に即したコミュニケーション支援が必要である。本論文では、そのような視点を背景に置きながら、まず学業を修めるために必要な講義保障の一つとして、要約筆記の専門的理解と適用について考察する。そして、現時点での講義保障の問題点を確認し、その解決策を試論として提示したい。講義保障自体は、障碍学生のためのものであるが、それを特別な配慮としてのみ捉えていくならば、障碍学生以外の一般学生の理解を得ることは難しいであろう。講義保障が障碍学生のみならず、一般学生にも十分意味のあるものとして、浸透し理解されていくためには、障

吉備国際大学社会福祉学部子ども福祉学科

^{〒716-8508} 岡山県高梁市伊賀町8

^{8,} Igamachi, Takahashi, Okayama, Japan (716-8508)

碍学生の在籍いかんに関わらず、恒常的かつ継続的 な全学的取り組みが必要と思われる。その理念と方 向付けを今後の課題として提示する。

1. 専門技能としての情報保障

まず、情報保障の専門性について概観する。そして、情報保障の手段の内、主に中途失聴障碍学生の情報保障として用いられている要約筆記の専門性についても概観する。

1)情報保障の専門性とは何か

1. 情報保障の理念を理解していること

聴覚障碍学生に対する情報保障には手話通訳と要 約筆記があるが、基本的には通訳としての働きであ る。

つまり、話し手(教授者)と受け手(中途失聴学生)の仲介となり、話し手によって語られている内容を 正確に、即時性をもって受け手に伝える働きである。 その場合、重要な点はあくまでも受け手にとって必 要と考えられる情報を簡便な形で伝えるということ である。手話通訳にしても要約筆記にしても、話されるすべての内容を伝えることは不可能である。それゆえ、情報の取捨選択が行われるのであるが、その取捨選択が情報保障者側の恣意的な判断でなされるのではなく、あくまでも受け手の理解に立った判断でなされるのである。

2. 障碍理解を含む福祉的な理念を理解していること

障碍理解は、以下の三点から構成される。¹⁾

- ①障碍理解教育
- ②障碍理解指導
- ③障碍理解活動

この三点がそろっていることが障碍に対する正確な理解と対応を促す基本的条件である。情報保障もまたこの理解がなければならない。すなわち、段階的な理解促進が必要であり、科学的な判断 – この場合の科学的とは、障害特性の具体的把握がなされていることを意味する – が必要である。個々の障碍学

生の障碍程度に対応することはもちろん重要であるが、その前段階として、聴覚障碍とはどのようなものか、また、その中でも中途失聴とはどのようなものかを科学的根拠のもとで理解しておく必要が求められるのである。知識の積み重ねと行動の蓄積がバランス良く呼応しながら、情報保障活動を支えているという在り方が理想的である。

3. 人権保障の理念を理解していること

障碍理解では、人権の思想的背景があることが重要とされている。すなわち、情報保障は、個々の場面での対応のみならず、社会全体の在り方にも関わり、変革を促す取り組みであるという理解が必要である。すなわち、機会の平等が保障されることがいかに重要であるかを理解せずに情報保障を行うことは不可能である。

また、人権はまず教育の過程で教えられ学んでいき、その次の段階で、実践の機会を与えられて体得していくものであるので、社会全体の在り方を問うということは、大学の組織や形態、また、授業の方法論の変革にも関わっていくことである。一般的に、障碍学生が入学してこない場合は、その障碍に対する情報保障を含む対応が途切れてしまうケースがまま見受けられるが、そのような状況にならないよう、基本的人権保障を大学の基本理念として持たせ、また、継続的な実践が行われるよう、意識的な改革と実際的なカリキュラム対応が必要である。

4. 上記の理念を体得しつつ、技能としての一定レベルを保持していること

以上の三点を基本理念として、受け手がどのような講義下においても均等な講義保障を受け、一般学生と同等の学業を修めることが望ましい。それには、情報保障者の基礎的な技能レベルを保持することが必要である。外部委託にせよ、学内での人的サポートにせよ、その区別は受け手に関係のないことである。よって、要約筆記講習の基本的内容を理解把握しており、実際の現場においてもその技能が生かさ

れることが求められる。技能レベルの保持について は、筆記ないし入力速度や正確性など客観的に評価 できるものと受け手との対人的関係構築など客観的 に評価しにくいものものがあるため、それらを混同 しないことも必要である。

2) 講義保障における要約筆記の専門性とは何か

このように要約筆記は技術としての専門性を求められるものである。したがって、ある程度の期間、訓練を受けることが必要であり、今日においては、要約筆記講習会で行われる講習がその客観的評価尺度として定着しつつある。

以下、要約筆記講習の内容を列記し、筆記者が修 得すべき内容とそのレベルを概説する。²⁾

要約筆記筆記者養成カリキュラムは、前期と後期 に分かれており、前期においては、聴覚障碍者の中でも、中途失聴・難聴者のコミュニケーション支援 としての要約筆記の基礎を学び、後期においては、 聴覚障碍者の権利擁護として社会福祉事業にかかわ る要約筆記者の技術および対応を学ぶ形になっている。

前期カリキュラムは、聴覚障碍に関する基礎知識(6時間)、要約筆記に関する基礎知識(6時間)、日本語の基礎知識および日本語通訳についての認識(6時間)、要約筆記の目的確認と表記における基本技術(10時間)、話し言葉についての学習(10時間)、社会福祉の知識と人権における権利擁護としての要約筆記理解(8時間)である。

後期カリキュラムは、聴覚障碍運動と手話通訳論(6時間)、社会福祉事業の知識(6時間)、コミュニケーションにおける伝達技術学習(6時間)、要約の学習(6時間)、チームワークによる要約筆記術と考え方(10時間)、ノートテイク技術と個人情報保障技術(12時間)、対人援助としての要約筆記理解(10時間)、要約筆記者の通訳における倫理と社会福祉事業者の専門性確認(6時間)である。

このように、前期46時間は講義中心であり、後期

62時間は実習中心となる。計、108時間の講習を受けることが、専門性の確立と要約筆記技術のレベル標準化に寄与するものと考えられ、実施されている。

カリキュラム体系を概観すると、要約筆記者に求められる規準をできる限り満遍なく修得することが求められている。たとえば、要約筆記者であるからといって、要約の知識や技術にのみ焦点を当てるのではなく、手話などの他の情報保障についても一定の知識を持っていることが必要とされている。実際に、講演などでは手話と要約筆記がともに設けられている場合が多く、また、受け手も単独の保障手段のみではなく、複数の保障手段を利用して内容を理解している場合が多い。もちろん、それぞれの保障技術や特性に違いはあるが、保障技術の個別的特徴を理解することにより、相互により効果的な情報保障連携が可能となる点が大きな利点として指摘できる。この点から、バランスの取れたカリキュラム構成であり、内容であると考えられる。

講義においても同様に複数の情報保障が用意されており、選択することが可能であることが望ましい。 当事者主体の概念からもこの点は強調しておくことが重要である。

3) 大学における講義保障体制の実際

このように、専門性を維持するための講習が行われているのであるが、反面、大学の講義では、どこまでこの講習内容及び理念が実現しているかが問題である。講義保障の理念と実際の支援施行に関する状況を概観する。

1. 一般的な情報保障支援の流れ

一般的な情報保障支援の流れは、以下の段階を経 て行われると考えられる。³⁾

① 本人との面談

まず、本人の意思確認が重要である。入学試験前に問い合わせがある場合や入学試験受験申 し込み時点で依頼があれば、その時点で対応が 可能である。大切なことは、本人がどのような 支援を求めているかを明確にすることである。 面談時には、決定責任をもつ教員・職員が同席 し、確認した内容をきちんと履行することを はっきり示すことが大切である。これは、信頼 関係の構築にもつながるからである。また、面 談時に情報保障者が同席することも重要である。具体的な保障内容を質問することが可能と なり、学生側にも情報保障とは何かを伝えることにつながる。これは、多くの中途失聴学生が 情報保障の機会を得たことが少ないことも関係 する。よって、面談後、実際の情報保障を見学 するなどの配慮があれば、安心感も得ることが 出来、情報保障について前向きなイメージを持 つことが可能となる。これは、障碍学生のモティ ベーション向上にもつながる。

② 支援のための準備

ある程度、本人の支援内容が確定したら、そ の準備を行っていく。

具体的には人材確保と養成が重要である。その後、情報保障者の配置を行っていく。具体的なルールもこの時点で作成しておき、そのルールを教員側にも周知を徹底する。また、講義が始まる前には、入学式などの式典とオリエンテーションなどの説明があるので、これらに関しても情報保障体制を整えておくことが必要である。

人材確保については、地域の要約筆記サーク ルなどの支援を受けることも可能であるが、現 実には大学内の学生を支援要員として配置して いくことが大多数である。

養成に関しては、ある程度の期間を確保して 養成講座を開設し、訓練を行うのであるが、要 約筆記者養成講習のような時間を確保すること は難しい。それゆえ、技術中心の養成内容(タッ チタイピングの習得とスピード向上、要約筆記 ソフトの機能理解と習熟など)にならざるを得 ない現状があることは避けられない。ここに一つの限界が見られる。

配置に関しては、登録されている講義内容を 理解している学生を配置することと、学生によ る支援である以上、支援学生の登録講義受講に 問題が発生しないよう配慮する必要がある。こ の2点については、同学年ではなく上の学年の 学生を配置することによってある程度解決する ことが可能である。

このような内容をルールとして明文化するととともに、講義保障を設定する講義の教員にも文書で配慮を依頼する(傍点筆者)ことが準備の仕上げとなる。常勤の教員であれば、すでに教務課から連絡がある場合も多いので、再確認という形になるであろうが、非常勤の教員には経過も含めて周知徹底することが望ましい。

入学式・オリエンテーションなどについては、あらかじめ形式や伝える情報が準備されている場合が多いので、それらを効率的に利用することが考えられる。ただ、入学式は、大学に入ることを学生自身が主体的に捉える大切な通過儀礼であるし、オリエンテーションでは、大学全般についての重要な情報伝達が行われるので、出来る限り完全な情報保障が必要である。

③ 講義における支援開始

このように種々の限界を含む課題はあるが、 講義保障を求める学生がいる以上、その課題が あることを把握理解した上で、支援を開始する ことになる。年度初頭と、ある程度大学生活に も落ち着いてきた頃に支援の重点をおいて捉え るべきである。また、実際の支援が始まってか らは、情報保障者側のケアも忘れずに行うこと が求められる。

年度初頭は、その年度の必修単位以外の選択 単位をどのように登録するかが学生本人にとっ て重要であるが、なるべく履修登録前の選択単 位確認のための受講に関しても講義保障がなさ れるよう努めることが必要である。

そして、ある程度情報保障が行われた段階を 見て、聴覚障碍学生との話し合いの場を設け、 経過について確認する必要がある。具体的には、 情報保障学生の保障技術、援助被援助の関係、 シフトについてなどを確認する。

また、情報保障学生の保障技術については、スキルアップ講習の機会を設けることが重要である。また、懇談会などを設けることによって、 実際の保障についての忌憚のない意見交換が可能となり、情報保障学生と聴覚障碍学生との関係をより良い形にしていくことも可能となる。

2. 大学における講義保障の実際

具体的な講義保障内容については、早稲田大学と 東京大学の事例を見ていくこととする。

① 早稲田大学の講義保障4)

早稲田大学では、講義保障の形態として、手 話通訳・ノートテイク・授業記録の3種類を組 み合わせて行っている。手話通訳とノートテイ クについては、学外者の支援も受けている。手 話通訳では、手話通訳士も組み込まれており、 専門性の高い支援がなされていると考えられる。

このように複数の講義保障手段を設定していることは利用者にとって選択の自由が保障されており評価できる。また、注目すべきは、通常のノートテイク以外に授業記録も用意され、活用されているということである。利用者主体の理念がここにも表れていると考えられる。そして、外的資源を活用できる環境ということは、一定レベルの講義保障が継続的になされていると考えられる。

[本人との面談・事前準備の段階]

●学生の現況の把握

・コミュニケーション手段

- ・聴力の程度
- ・高校までどのように授業を受けてきたのか
- ・講義保障についてどれほど知っているか
- ・自分にはどんなサポートが必要なのか把握 しているか
- ・現状の問題点

●支援方法と活用資源の検討

学生との面談の結果を活かし、様々な支援 手段を検討する(「ノートテイクありき」ではない)。今ある資源を整理し、どの資源を 活用するかを考える。大学の規模や所在地より方法は様々である。ある学生にとって利用 可能な支援手段がない支援体制では、その学生にとって支援手段がないのと同義である。 また聴覚障害学生側の変化(例えば手話の習得)によって必要な支援方法・ニーズは変化していくことも考慮しておくこと必要があるだろう。

事前準備については、まず聴覚障碍の程度を確認し、障碍がこれまでの学習にどのような影響があったかを確認している。そして、大学では講義保障という形で情報保障が行われていることを伝え、講義保障についての知識と理解を確認している。その上で、当事者学生がどのような支援を望んでいるのか、現状の問題点はどのようなものであるのかを確認している。このように3つのステップに分けて確認を取ることにより、当事者学生も主体的に講義保障を受け止めることが可能になると考えられる。

また、その確認の背後にある理念は、「今ある資源を整理し、どの資源を活用するか」そして、「利用可能な支援体制がない支援体制は、その学生にとって支援手段がないのと同義」である。今、手にしているものを確認させ、そこから何をどのように用いていくかを考えること

が大切であるということは、初めから支援あり きとして押し付けないという見識がうかがえる。 [支援のための準備]⁵⁾

●募集方法

- ・学内のポータルサイト
- ・各箇所での掲示や、各箇所 HP への掲載
- ・ボランティアセンターメーリングリスト
- ・連携大学への PR
- ・クチコミ
- ・教員からの紹介

●必要人数の設定

(ノートテイク必要コマが13コマの場合) 1 コマ 2 名×13コマ÷(想定実働率75%) = 約 34人必要

●養成講座の開催

例1:入門講座(90分×3コマ)の場合

◇講座①

聴覚障害とは?情報保障とは?(45分)

聴覚障害について基本的な知識を伝える。 医学的にというよりも講師が「自分の言葉」 で伝えることが大切。中学高校の授業と大学 の講義の違いを説明し、なぜ情報保障が必要 となるのかを理解させる。

基本的な書き方 partl (45分)

ノートテイクをした用紙を提示して具体的なイメージをつかませてから、実際に簡単な話をノートテイクしてみる。ここでは、文章として書くこと、読みやすく書くこと(太め・大き目の字)を重視する。

◇講座②

基本的な書き方 part2 (30分)

きちんと要約することや情報のネジレをお こさないことなど、内容面を丁寧に指摘しな がらノートテイクに近づけていく。

板書きや資料への対応(40分)

講義のような内容を練習し、板書きや資料

への対応など応用的な部分を指導する。交代 の方法や待機中の役割なども説明。

ルールとマナー(10分)

ノートテイカーとして活動するに当たって の諸注意や心構えを説明。「聴覚障害学生の 主体性を尊重する」「責任を持って行う」の 2点が重要である。

登録説明(10分)

活動する際の流れを一通り説明する。

◇講座③

利用者体験(30分)

2人1組になり1人がヘッドフォンをつけて利用者の立場、もう1人は通常通りのノートテイクを行う。音声情報を遮断した時にきちんと伝わるノートテイクかどうか確認する。利用者役にはその際の感想なども聞く。経験者のデモンストレーション(30分)

ノートテイク活動歴の長い経験者のノート テイクを全員で見る。経験者からはノートテ イク中の判断の仕方などを話してもらう。 まとめの練習(30分)

まとめとして長めの講義形式のもので練習。

大学におけるポータルサイトは、大学生活における種々の情報を集約したサイトである。学生が大学において何か知りたいと思った時に、ネットワークにアクセスしてまず第一に参照するところである。ここに募集情報をおいておけば、ほぼ全学生に周知することが可能である。しかし、それ以外にも現物としての掲示を行い、他のHP(ホームページ)に掲載を行って、応募を喚起している。また、ボランティアセンターにはメーリングリストがあり、ボランティア意識の高い学生にはきめ細かい情報提供がなされるようになっている。このように網羅的に募集を行いつつ、学生の意識レベルに応じて、募集

形態を区別していることが特徴である。

具体的な募集に関しては、まず人数の決定を 最初に行っている。この場合、推定実働率も含 めて計算しており、余裕を持った募集を行って いる。上記の募集形態もそれを考慮したもので あると考えられる。

養成講座については、職員・学外講師・学生という順番になっている。学内においては、職員の意識涵養と具体的関わりが中心となっているようである。したがって、カリキュラム内容においても学生サポートの一環として情報保障があることを理解させるように努めている。ルールとマナーにおいて、「聴覚障害学生の主体性を尊重する」「責任を持って行う」の2点が重視されている点も、情報保障活動を行うことによって、なるべく早い時点で他者を主体とする人間理解の気づきを促すことと、情報保障者が自ら進んで関わっていくという責任の表明が求められているということであろう。

[講義保障の開始] 6)

●支援者の登録

- ・ニュースレターの発行
- ・ノートテイク現場見学
- ・研修会の定期的開催
- ・手話講座の定期的開催
- ・懇談会の開催
- ・ビデオ文字起こしの協力

講義保障を開始してからも情報保障者に対する支援は必要である。継続的な活動として行っていくためには、例えばニュースレターなどの発行による情報の提供と共有化が不可欠である。また、ノートテイクがどのように行われているかを実際に見学してもらう機会を作ることと、様々な場におけるノートテイク活動を見学に行く機会を作ることは、学内に対するアピー

ルであると同時に自らの情報保障活動を捉え直 し、よりレベルの高い情報保障活動を目指すた めに必要である。その上で、研修会を定期的に 実施し、技術レベルの維持および向上に努める ことが重要なのである。早稲田大学では、手話 による講義保障も行っているが、手話講座の定 期的開催も全体的な情報保障の相互連携を考え る場合、情報保障者の適性や関心によって選択 できることと聴覚障碍学生が手話を習得して、 手話による情報保障に切り替える可能性をもた らすものである。ビデオ文字起こしは、講義に おける映像資料の音声情報を文字情報として付 加することによって、聴覚障碍学生にもその音 声内容を理解できるように編集を行うことであ る。これは、聴覚障碍学生が授業におけるすべ ての音声内容を文字情報として最大限受け取る ことのできる体制を構築するということである。

② 東京大学の講義保障

東京大学では、バリアフリー支援室(本郷支 所・駒場支所)が講義保障の担当部署になって おり、各障碍学生に対応した支援メニューを設 定している。

聴覚障碍に関連する支援としては、7)

- ・手話通訳
- ・音声の文字化 (パソコン速記)
- ・音声の文字化(コンピュータによる音声認識)
- ・ノートテイク (手書き)
- ・ビデオ字幕作成

となっている。

講義保障の形態は、パソコンでの入力による ノートテイクであり、2人1組でIPTalk(要 約筆記用ソフトウェア)を用いて、連携入力を 行っている。情報入力者(学部生)2台と聴覚 障碍学生1台のパソコンをLAN接続して、聴 覚障碍学生は目の前に置かれたパソコンのディ スプレイで入力された文字を見ることとなる。 また、授業後の必須事項として、文字起こしも 行っている (学部生担当)。

[支援のための準備]⁸⁾

●募集方法

・ノートテイカー希望者からの申し込み (メールまたは電話)

●面接の設定

- ①業務説明
- ②大学で聴覚障碍学生が「学ぶ」とはどうい うことかを説明する。
- ③ノートテイカーの業務責任(守秘義務など) および心得について説明する。
- ④パソコン入力テストを行う。 模擬授業テープを聞きながら、パソコンに 入力をするテスト。約10分。

面接時間は、約30分程度

●登録手続き

- ①書類(受付表、希望シフト、振込先登録依 頼書、守秘義務に関する覚書)に必要事項 を記入してもらう。
- ②実際にノートテイクを行う際の作業手順を 説明する。
- ③IPTalk の使い方を、マニュアルに沿って 説明する。
- ④欠席および遅刻の取り扱いについて以下の 説明をする。

ノートテイカーのルール

- ・欠席をする場合…できるだけ前日までに、 バリアフリー支援室に電話またはメールす る。やむを得ず当日欠席する場合は、至急 バリアフリー支援室に電話をする。
- ・遅刻をする場合…至急バリアフリー支援室 に電話をする。到着予定時刻を必ず伝える。 電車の中などで電話ができない時のみ、 メールにて連絡をする。→支援コーディ ネーターからの指示を受ける。

聴覚障害学生のルール

- ・欠席をする場合…できるだけ前日までに、 バリアフリー支援室にメールをする。
- ・遅刻をする場合…至急バリアフリー支援室 にメールする。到着予定時間を必ず伝える。 欠席・遅刻の対応
- ・ノートテイカーが欠席する場合…連絡が入り次第、代わりのノートテイカーをバリアフリー支援室内で文字起こしを担当している学生の中から選び、派遣する。
- ・ノートテイカーが遅刻をする場合…
 - ①到着予定時刻が授業開始から15分以内であれば、到着までの間、ペアを組んでいるもう一方のノートテイカーが1人でノートテイクを行う。遅刻をしたノートテイカーの謝金は、実働時間分のみを支払う。
- ②遅刻が15分を超える場合、その日のノートテイクはキャンセルとし、代わりのノートテイカーをバリアフリー支援室で文字起こしを担当している学生の中から選び、派遣する。遅刻したノートテイカーへの謝金は支払わない。
- ・聴覚障害学生が欠席をする場合…その日の ノートテイクは中止とし、担当のノートテ イカーに至急連絡する。
- ・聴覚障害学生が遅刻をする場合…
- ①ノートテイカーは授業開始から30分まで、教室の中で聴覚障害学生の到着を待つ。この間、入力は行わない。聴覚障害学生が到着し、授業を受ける準備が整い次第、ノートテイカーはノートテイクを開始する。ノートテイカーへの謝金は、待機時間も含めて支払う。
- ②30分過ぎても聴覚障害学生が到着しない 場合、ノートテイカーは、バリアフリー

支援室に電話する(機器類は片付けずに 退室)。この場合は、待機時間30分の謝 金を支払う。

- ⑤入力ルールについては、以下の説明をする。
- ・ノートテイクの書式は統一する
 - ※入力ルールをまとめたものは、ノートテ イカーに配布している。
- ⑥聴覚障害学生の名前を伝える。
- ⑦ノートテイカーが自主練習を希望する場合 は、予約を入れる。

支援の準備では、メールもしくは電話による申し込みになっているが、これはかなりの割合で情報保障の存在が認知されていることが背景にあると考えられる。実際、バリアフリー支援室のウェブページも充実した内容構成になっており、聴覚障碍以外の障害に対する支援メニューも豊富に用意されている。

また、面談と登録についても、面談はあくまでも 情報保障希望者の技量確認を見るためのものとなっ ており、そのレベルによって筆記支援か文字起こし いずれかのサポートに入るのである。文字起こしに 配置されていても、そこで技量を磨くことによって 筆記支援に関わることができるようになっている。 このようなフレキシブルなシステム構築があること はより高度な関わりを目指す情報保障者にとっても メリットが大きい。

そして、登録において遅刻と欠席についての意識をしっかりと確認させ、それが生じた時にどのように対処すべきかを規定していることが大きな特徴である。責任が伴うということはプレッシャーをもたらすが、反面、遅刻や欠席をありうることとして、その影響を最小限にするための規定がきちんとあることはかえって情報保障者と受け手双方に安心感をもたらすと考えられる。これは相互に情報保障活動を通して、継続的な支援にかかるリスクをどう考え、どう学んでいくかということでもある。

3. 講義保障の理念と現実的な支援

1)講義保障の共通理念

上記2大学の講義保障実態を見てきたが、それらの講義保障に共通する理念は、2つある。一つは当事者主体ということであり、もう一つは情報保障者へのしっかりしたフォローアップの重視である。

当事者主体の考え方は、早稲田大学の場合も東京 大学の場合も聴覚障碍学生が利用しやすいようにメ ニューを設定し、提供していることがあげられる。 それぞれにステップをできるだけわかりやすく設定 し、利用する学生が自分で確認しつつ、迷わずに活 用できるシステムになっている。

情報保障者へフォローアップの重視については、 継続的かつ発展的な活動を行っていくうえで欠かす ことができないものである。良質の情報保障を行う ためには、まず情報保障者の身分保障を含むスキル アップおよび保障者に生じる問題の解決が必須であ るという認識が共通にある。

その点で、聴覚障碍学生にも情報保障学生にもそれぞれの責任を認識させる形があり、お互いが相手に寄りかかるのではなく、助け助けられる関係を自覚的に構築していくことが促されている。

2) 現実的な支援考察

現実的な支援考察としては、2点挙げておきたい。 一つは、学内においては、職員と教員間で情報保障 についての理念および目標を一致させて取り組んで いくこと。もう一つは、外部支援の環境をできるだ け構築することである。

早稲田、東京両大学においても、情報保障を行う セクションにしっかりとした位置づけがあり、その 活動も認知されていると考えられる。もちろん、一 朝一夕にそのような体制が構築されたのではなく、 地道なアピールがあってのことであろう。そして、 講義保障は教員の講義に対して行われるものである 以上、多くの教員の理解と協力がなければ継続して いくことは難しいと考えられる。その点で、先達と して両大学の事例には学ぶ点が数多くあると考えられる。

そして、もう一点においては、現実的には学内での募集人員によって情報保障が行われている。講義保障は大学内の活動であるので、基本的に外部支援を求めにくい部分があると考えられるが、より高い専門性を備えた情報保障を行うためにはなるべく外部の専門的支援を受けていくことが望ましいと考える。大学のオープン化の観点からもこの点をまず変えていくことが今後求められるであろう。もちろん、そのような外部支援自体が地域になく、利用できない大学もあると考えられるが、そのような大学を近隣の大学が支援していく試みも行われている。単位互換にならって、情報保障も互換していくことができれば、地域内の各大学で均等な情報保障が実現するのではないだろうか。

おわりに一講義保障技術のカリキュラム化について

このような講義保障の理解拡大と環境整備の進展 により、今後は講義に対する、講義を受ける権利の 明確化と教育を行う側の具体的な歩み寄りがより進 んでいくことが期待される。その場合、講義を受け る意思の尊重と理解するための公正な機会保障がよ り具体化されていくことが求められよう。

したがって、本稿のまとめと今後の課題として、 講義保障に関する一つの方向性を提示しておきたい。

ひとつのポイントは、講義保障は福祉の理念を背景としていることである。障碍者福祉においては、 障碍理解の重要性が認識されてきており、どのよう な障碍特性があるかをきちんと段階を踏んで理解す ることが、情報保障の質を決定すると言っても過言 ではないと考える。 もう一つのポイントは、講義保障は人権の理念を 背景としていることである。障碍があっても勉学の 機会を一般学生と同じように受けたい、受ける権利 があるということである。ゆえに、講義の内容を一 般学生と同じように受け取り、一般学生と同様に学 業を修め、専門性を修得することは当たり前のこと である。この当たり前のことであるということは、 それがいつも高いレベルで保障されているというこ とである。障碍学生がいてもいなくても、情報保障 を求めても求めなくても、常に利用したいと思った ときに、それがすぐ利用できるようになっていて、 専門性を修得できる体制が必要なのである。

この2点を踏まえて考えるならば、講義保障技術は大学のカリキュラムの中に設置されるべきであると考える。福祉系のカリキュラムとしてでもよいし、また、人権の視点からすれば、どのような大学においても一般教養として組み込むことが必要なのではないかと考える。社会に優位な人材を送り出すという観点からも十分検討に値するのではないだろうか。

最後に、講義保障体制の構築も大切な働きであるが、まずは、中途失聴障碍学生の掘り起こしが必要であろう。それには、大学側の教職員も中途失聴障碍と中途失聴障碍学生に対しての理解を深め、教職員側からも歩み寄りを行って、ともに豊かな学びの場を作り上げていくことがノーマリゼーションの基本理念をベースとしてなされていくことが重要であると考える。このような理念と働きの下、より新しい学びの形態が生み出されていくことを中途失聴障碍の当事者教員として今後は当大学のおかれている状況もかんがみて、より深く考えていくこととしたい。

引用・参照文献

- 1) 徳田克己 (2005) 障害理解 誠信書房 東京:pp.2-3
- 2) 社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会編集・発行(2007) 通訳としての要約筆記者への展望 要約 筆記者養成カリキュラム(通訳過程)の提案 ~要約筆記通訳者養成等に関する調査研究事業報告~ 東京: pp.20-21
- 3) 独立行政法人 メディア教育開発センター編集・発行 MIME 研究報告第14号 (2007) 東京:pp.85-88
- 4) 同上 pp.91-92
- 5) 同上 pp.98-101
- 6) 同上 pp.95
- 7) 東京大学バリアフリー支援室 学生支援メニュー http://www.adm.u-tokyo.ac.jp/office/ds/apply_s.htm
- 8) 独立行政法人 メディア教育開発センター編集・発行 MIME 研究報告第14号 (2007) 東京:pp.102-105